



令和2年2月7日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	林 徹	内線 3062 直通 058-272-8389 FAX 058-278-2672

新型コロナウイルスに係る県中小企業資金融資制度 の改正について

新型コロナウイルスによる影響を受ける県内中小企業・小規模事業者の早期支援に向けて、岐阜県中小企業資金融資制度のうち、経済変動対策資金の要件を改正しますのでお知らせします。

記

1 改正内容

- ・対象者：感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響を受ける事業者

旧	新
最近3か月の売上高（又は売上総利益）が前年同月比5%以上減少していること	最近 <u>1か月の売上高（又は売上総利益）が前年同月比3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること</u>

2 適用開始日

令和2年2月7日（金）

3 経済変動対策資金の概要

- ・対象者：売り上げ減少などの業況が悪化している事業者
- ・融資限度額：1億円
- ・償還期間：運転資金 7年以内（据置1年）
設備資金 10年以内（据置1年）
- ・融資利率：年1.4%
- ・取扱金融機関：県内の各金融機関